

# 衛生推進者養成講習

## ◇法的根拠（安衛法 第12条の2）

事業者は、安全管理者及び衛生管理者を選任すべき事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、安全衛生推進者（安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に下記の業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業に限る。）を担当させなければならない。

安全衛生に係る技術的事項

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 五 労働災害を防止するため必要な業務

## ◇安全衛生推進者等を選任すべき事業場

（安衛則 第12条の2）常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場。

## ◇安全衛生推進者等の選任

（安衛則 第12条の3）安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）の選任は、上記の安全衛生に係る技術的事項（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りではない。

※衛生管理者とは異なり、労働基準監督署長への報告書提出義務は無い。

## ◇安全衛生推進者等の選任に関する基準（S63,9,5 労働省告示第80号）

- ①労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
- ②大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ③高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ④5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ⑤厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

## ◇安全衛生推進者等の職務（S63,9,16 基発第602号）

安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的には次のようなものであること。

- ①施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ②作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ③健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④安全衛生教育に関すること。
- ⑤異常な事態における応急措置に関すること。
- ⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑦安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- ⑧関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届け出等に関すること。

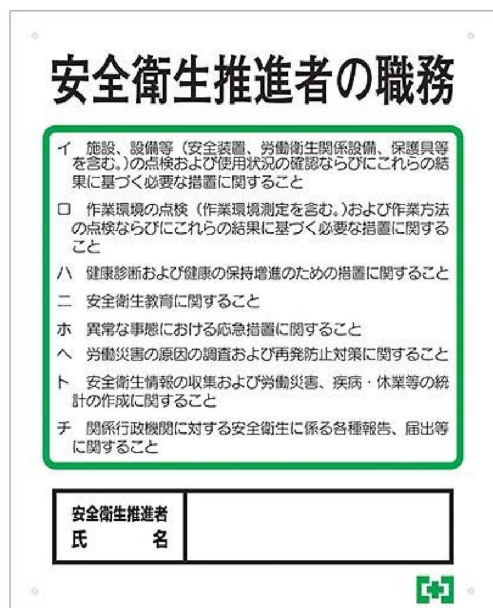
## 衛生推進者は下記の事項のうち、衛生に関する個所が該当

◇安全衛生推進者等の氏名の周知（安衛則 第12条の4）

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

（S63,9,16 基発第602号）

見やすい箇所に掲示する等については、当該安全衛生推進者等に腕章をつけさせる、特別の帽子を着用させる等の措置が含まれるものであること。



### 《衛生推進者》

科目	範囲	時間
衛生推進者の職務	衛生推進者の意義とその職務 衛生管理の進め方	1
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善	1
健康の保持増進	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1
労働衛生教育	教育計画のたて方 教育の方法	1
関係法令	労働安全衛生法及びこれに基づく関係法令（衛生関係）	1
合計		5



